

目的税(入湯税・都市計画税)の用途について

1. 入湯税(地方税法第701条)

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村の、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものです。

令和3年度入湯税決算額	充当先の主な事業及び予算額
104千円	観光費 31,463千円 (うち、観光パンフレット等作成業務分1,061千円へ充当)

2. 都市計画税(地方税法第702条)

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これを課税するものです。令和3年度における都市計画事業等及びこれに充当する都市計画税の状況は以下のとおりです。
(単位:千円)

区 分 及 び 内 容		年 度	令和3年度 事 業 費	財 源 内 訳		
				地方債等の 特定財源	一般財源	うち 都市計画税 充 当 額
都市計画事業費等	公 園 費 (都市公園における管理経費等)		66,017	38,259	27,758	8,487
	下 水 道 費 (下水道事業に係る繰出金)		341,924	0	341,924	104,544
	そ の 他 (都市計画事務経費等)		386	0	386	118
	都 市 計 画 事 業 計 A		408,327	38,259	370,068	113,149
	地 方 債 償 還 額 B (都市公園や街路整備に係る起債償還額)		59,313	0	59,313	18,135
	合 計 (A + B) C		467,640	38,259	429,381	131,284

※ 都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて充当しています。